日 調 連 発 第 ５ ５ 号
令 和 ２ 年 ５ 月 １ １ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の実施期間の延長等に伴う
表示に関する登記事務等の取扱いについて（お知らせ）

法務省民事局民事第二課から情報提供がありました新型インフルエンザ等緊急事態宣言等に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについては、本年４月８日付け日調連発第26号をもってお知らせしたところでありますが、この度、標記について、同課から別添のとおり情報提供がありましたので、貴会所属の会員に周知いただきますようお願いします。

なお、引き続き各行政機関の要請等を受け止め、依頼者様、関係者様そして自身の感染防止に最大限の配慮をした上で土地家屋調査士業務を行う旨、併せて周知方お願いします。

機密性２　完全性２　可用性２

事　　務　　連　　絡
令 和 ２ 年 ５ 月 ７ 日

法務局民事行政部首席登記官　殿
（不動産登記担当）
地 方 法 務 局 首 席 登 記 官　殿
（法人登記担当を除く。）

法務省民事局民事第二課　渡部補佐官

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の実施期間の延長等に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）第３２条第１項の規定に基づく緊急事態宣言の発令に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについては，本年４月８日付け当職事務連絡（以下「前事務連絡」という。）によりお伝えしたところですが，今般，特措法第３２条第３項の規定に基づき，引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし，これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間（以下「実施期間」という。）を本年５月３１日まで延長するとともに，特措法第１８条第１項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月２８日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）の一部が変更され，本日から適用するとされたことに伴い，前事務連絡の取扱いの一部を改め，下記のとおり取り扱うこととしますので，事務処理に遺漏のないよう留意願います。

記

１　特定警戒都道府県における表示登記の申請の処理等

上記変更後の対処方針（以下「新対処方針」という。）において「特定警戒都道府県」に分類される東京都，大阪府，北海道，茨城県，埼玉県，千葉県，神奈川県，石川県，岐阜県，愛知県，京都府，兵庫県及び福岡県の１３

都道府県については，新対処方針において，引き続き，これまでと同様の取組が必要であるとし，特措法第４５条第１項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うとされていること等に鑑み，実施期間中は，引き続き，前事務連絡で示した取扱いを原則として維持するものとする。

ただし，表示登記の申請の処理については，当該申請に係る実地調査の要否の判断を適切に行った上で，実地調査が不要であると判断される登記申請についてまで処理を留保する必要はないことに十分留意すること。

２　特定警戒都道府県以外の地域における表示登記の申請の処理等

上記の特定警戒都道府県以外の地域については，新対処方針において，県下における感染の状況を踏まえつつ，「三つの密」の回避を中心とした，より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととされていること等に鑑み，当該地域における表示登記の申請の処理並びに筆界特定手続，登記所備付地図作成作業及び表題部所有者不明土地の解消作業の実施については，必要な感染症対策を十分に講じた上で，各地域の実情に応じて業務処理を進めるものとする。

［連絡］　令和２年５月７日付け当職事務連絡の補足について

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）　殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。）　殿

民事局民事第二課　　渡部補佐官

本日付け当職事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の実施期間の延長等に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについて」に関して，以下のとおり補足します。

１　特定警戒都道府県における表示登記の申請の処理について

特定警戒都道府県における表示登記の申請の処理については，事務連絡の記１でお伝えしたとおりですが，申請人（代理人を含む。）に対しては，新型コロナウイルス感染防止対応により，通常よりも登記完了予定日が遅くなることについて，引き続き丁寧に御説明いただくとともに，緊急事態措置の実施期間中であっても，例えば，金融機関からの融資等の事情により処理を急ぐ必要性が高いと認められる申請については，より柔軟な対応を検討していただくよう，引き続きよろしくお願いします。

２　特定警戒都道府県以外の地域における登記所備付地図作成作業等の実施について

特定警戒都道府県以外の地域における登記所備付地図作成作業等の実施については，事務連絡の記２でお伝えしたとおりですが，作業の実施に当たって，立会いを求める土地の所有者等が特定警戒都道府県に居住している場合については，外出自粛要請等の緊急事態措置の趣旨を踏まえると，立会いを依頼するのは相当でないと考えられることから，可能な限り柔軟な対応をお願いします。

また，立会いを求める土地の所有者等が特定警戒都道府県でない地域に居住している場合であっても，当該所有者等から，新型コロナウイルスへの感染のおそれ等を理由に立会いを見合わせたいとの申し出があった場合についても，可能な限り柔軟に対応いただくよう，併せてお願いします。